

計画相談支援

分類	指摘内容	根拠法令	指摘数
業務管理体制の整備	法令順守責任者の選任及び届出有無が確認できなかった。	支援法第51条の31第2項第2号 支援法施行規則第34条の62	3
法定代理受領の通知	法定代理受領により計画相談支援給付費の支給を受けた際に、計画相談支援対象障害者等に対し、計画相談支援給付費の額の通知がされていなかった。	基準省令第14条第1項 解釈通知第二の2(10)①	2
秘密保持等	利用者又はその家族の個人情報を用いる際に、あらかじめ文書により同意を得ていなかった。	基準省令第24条第3項 解釈通知第二の2(20)③	1
計画相談支援費の算定	同一月で継続サービス支援費の算定を行った後にサービス利用支援を行ったにも関わらず、継続サービス利用支援費とサービス利用支援費を共に算定している事例があった。	厚労告125別表1の口の注5 障発1031001号通知第四の1(7)	1
サービス担当者会議 実施加算	サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行い、サービス利用支援費を算定しているにも関わらず、当該加算を算定していた。	厚労告125別表9の注 障発1031001号通知第四の10(2)	1